

# 当事者系審判手続のオンライン化についての考察

平成 30 年度特許制度運用協議委員会

委員長 伊藤 武泰, 副委員長 斎藤 美晴, 副委員長 中原 文彦  
副委員長 松永 裕吉, 副委員長 東野 匡容, 副委員長 小貫 正嗣

## 要 約

特許庁に対する諸手続のうち、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という）に定められた手続については、オンラインで手続をすることができる。利用者にとっては、提出書面の郵送や特許庁への持参を省くことができ、原則 24 時間手続が可能であることから、非常に利便性が高い。

しかし、特許無効審判をはじめとするいわゆる当事者系審判に関する手続については、依然として、オンラインではなく、従来通り紙の書面により手続を行うこととされている。

当委員会では毎年会員から、「特許庁の手続・取扱等に関する改善要望事項の募集」を行っており、中でも「当事者系審判手続のオンライン化」はしばしば寄せられる要望事項である。一方で、当事者系審判手続については、従来通り、紙での手続の方が手続的にもなじみ易いなどの意見もあり、「当事者系審判手続のオンライン化」を考える上では、そのメリット／デメリットの両面を見据えた検討が必要と考えられた。

そこで当委員会では、平成 30 年度に「当事者系審判手続のオンライン化」についてそのメリット、デメリットや課題を含む種々の側面から検討を行った。本稿では、その検討結果を報告する。

## 目次

1. はじめに
2. 「当事者系審判手続のオンライン化」を期待する背景
  - (1) 会員からの要望
    - ① 事務合理化への期待
    - ② 閲覧事務の煩雑化
    - ③ J-PlatPat への情報の限定
  - (2) 行政手続の電子化を取り巻く状況—時代の流れ
    - ① 国内の行政手続電子化の促進
    - ② 外国知財庁におけるオンライン手続の実情
3. 「当事者系審判手続のオンライン化」の利点と課題
  - (1) オンライン化の利点
  - (2) オンライン化の課題
    - ① 法令改正
    - ② 費用対効果
    - ③ 膨大なデータ量への対応
    - ④ 電子化手数料の要否
    - ⑤ 現行のインターネット出願ソフトの機能追加か新規構築か
    - ⑥ 押印の要否
    - ⑦ 正本・副本の取扱い
    - ⑧ 参加人への対応
4. 特許庁による「審判紙原本書面の電子データ提供フォーム」の運用開始について
5. まとめ

## 1. はじめに

特許庁に対する諸手続のうち、紙での手続が必要な手続としては、当事者系審判手続のほかに、登録後の表示変更、移転登録に関する申請、さらに特許権の存続期間延長登録出願（特許法第 67 条の 2）等もあるが、本稿では「当事者系審判手続」にフォーカスして検討した。

「当事者系審判手続」として考えることができる審判手続は、以下の通りである。

- ・裁定（特許法第 83 条，第 92 条，第 93 条）
- ・異議申立（特許法第 113 条，商標法第 43 条の 2）
- ・無効審判（特許法第 123 条，意匠法 48 条，商標法 46 条）
- ・特許権の存続期間延長登録無効審判（特許法第 125 条の 2）
- ・訂正審判（特許法第 126 条）
- ・再審（特許法第 171 条）
- ・取消審判（商標法第 50 条，商標法第 51 条，商標法第 52 条の 2，商標法第 53 条，商標法第 53 条の 2）

これら全ての手続についてオンライン化の検討が望

まれるとしても、利用実績に鑑みると<sup>(1)</sup>、比較的利用実績の多い、まずは異議申立（特許、商標）、取消審判（商標）、無効審判（四法）に限定するのがよいと思われる。

訂正審判については、利用実績はそれほど多くはないもののオンライン化の検討対象とするべきと考える。異議申立や無効審判がオンライン化されることに伴い、訂正請求についてもオンライン化される可能性が高いことを考えると、訂正審判についてもオンライン化の対象とすることが妥当であると思われるからである。

そこで、手続のオンライン化の検討をすべき「当事者系審判」としては、無効審判（四法）、異議申立（特許・商標）、及び取消審判（商標）に、さらに訂正審判を加えたものとするのが好ましいと思われる。本稿でいう「当事者系審判」はこれら審判手続のものをいうこととする。

## 2. 「当事者系審判手続のオンライン化」を期待する背景

### （1） 会員からの要望

当委員会では、当会会員に対して概ね年2回、「特許庁の手続・取扱等に関する改善要望事項の募集」を実施しており、「当事者系審判手続のオンライン化」や「当事者系審判手続書類のオンライン閲覧」を希望する要望がしばしば寄せられている。要望が寄せられる背景としては、次の理由が考えられる。

#### ① 事務合理化への期待

当事者系審判手続は紙書面で行う必要があるため、会員事務所内では書類の作成、手続および管理について紙書面と電子データが混在している。当事者系審判手続を含めたオンライン手続が可能になれば、ごく一部の紙書面手続を除き、それら書類の作成、手続および管理が電子データ処理に統一され、会員事務所内事務の合理化が図られるし、補助者教育の複雑化も緩和される。しかも、特許庁においても事務の一層の合理化が図られると推測される。

#### ② 閲覧事務の煩雑化

当事者系審判手続に関する書類を閲覧するに際しても、現状、紙書面での閲覧請求書の提出及び特許庁へ出向いての閲覧が必要であるうえ、特許庁に出向いてもすぐには閲覧できないことも多く、閲覧に手間がかかる。

### ③ 「J-PlatPat」での情報の限定

当事者系審判手続に関する資料が電子化されていないことの影響と思われるが、「J-PlatPat」における関連掲載資料も限定される傾向にある。

## （2） 行政手続の電子化を取り巻く状況—時代の流れ

次のように、行政手続オンライン化の拡大・促進は時代の流れであり、特許庁へのオンライン対象手続の拡大も例外ではないと思われる。

### ① 国内の行政手続電子化の促進

今年（平成31年）、行政手続等のオンライン化を促進する国の施策（通称）「デジタル・ファースト」法案の一部が国会へ上程された。「デジタル・ファースト」では、行政手続を電子的に行うことを原則とし、押印や本人確認の電子的扱い、添付書類の電子化や簡素化が含まれる<sup>(2)</sup>。

特許庁が従来から進めてきた庁内システムの刷新「最適化計画」の後半計画は、現在、経済産業省の「デジタル・ファースト」関連施策に取り込まれているが、大きな変更・修正はないようである<sup>(3)</sup>。

また、（通称）「デジタル・トランスフォーメーション」の考え方が叫ばれ、経済産業省も関連組織を立ち上げ、新しいデジタル技術を活用して新たな価値を生み出そうとする意識改革を推進している。「デジタル・トランスフォーメーション」の考え方では、老朽化・複雑化するITシステムの維持管理に固執することなく、戦略的システム刷新への転換を求めている。

これらの観点からすれば、特許庁の査定系オンラインシステムのように出願から登録までの現行システムもいずれは老朽化・複雑化すると予想されるので、登録後の特許無効審判等や権利者登録情報の変更までを含むオンラインシステムへの刷新が求められるであろう。

### ② 外国知財庁におけるオンライン手続の実情

平成29年度（2017年度）の（一財）日本国際知的財産保護協会（AIPPI）からの「電子出願制度に関する調査研究報告書」によれば、五庁すなわち日本、アメリカ、欧州、中国、韓国の各知財庁に限らず、オンライン手続を実施している大多数の知財庁では、出願手続に止まらず、オンラインで当事者系審判手続も実施している<sup>(4)</sup>。

その報告書によれば、五庁のオンライン手続の概要は次のようなものである。

(a) アメリカ (USPTO)

全ての手続について WEB ブラウザ方式システムによりオンライン化されており、特許意匠出願系、商標出願系および審判請求系が別システムになっている。特許の審判請求および商標の異議・取消審判請求は査定系とは別システムによってオンライン化されている。電子出願率は 98% である。

(b) 欧州 (EPO)

殆どの手続について専用ソフト方式と WEB ブラウザ方式によりオンライン化されている。特許の異議・リミテーション・審判請求、および商標の異議・リミテーション・取消・審判請求が可能で、当事者系審判がオンライン化されている。電子出願率は特許で 95% 以上である。

(c) 中国 (SIPO)

特許、実用新案および意匠に係る手続について専用ソフト方式と WEB ブラウザ方式によりオンライン化されている。特許、実用新案、意匠で異議・無効を含めた審判請求がオンライン化されている。

(d) 韓国 (KIPO)

特許、実用新案、意匠および商標に係る手続について専用ソフト方式と WEB ブラウザ方式によりオンライン化されている。専用ソフト方式により、特許、実用新案、意匠および商標で異議、無効、取消を含めた審判請求がオンライン化されている。

このように、日本を除く大多数の知財庁が、出願手続等の査定系手続に止まらず、当事者系審判手続までオンライン手続を実施していることから、日本の現状は形式的には見劣りの感が拭えない。

### 3. 「当事者系審判手続のオンライン化」の利点と課題

以上の背景を踏まえ、当委員会では、「当事者系審判手続のオンライン化」による利点のみならず、「当事者系審判手続のオンライン化」にあたって考慮すべきと思われる課題についても、以下の通り検討を行った。

(1) オンライン化の利点

当事者系審判手続のオンライン化の実現によって以下の利点があると考えられる。

① 既に定着した査定系のオンライン化と相まって、当事者系審判手続に関係する両当事者の事務処理や管理業務の合理化が図られる。特に相手方当事者の主張や、特許庁の判断を引用して書類を作成する場

合に、オンライン化による効率化が顕著となる。

- ② 特許庁内でも、審判請求書や異議申立書等の書類を電子化する労力が軽減され、審判手続の迅速化に資すると思われる。
- ③ 当事者系審判手続に関する閲覧も、オンライン請求が可能となり、その結果、閲覧請求及び閲覧にかかる手間が軽減される。
- ④ 当事者系審判手続に関する資料が J-PlatPat に反映され易くかつ期間も短縮化され、現状をよりリアルタイムで把握することも可能になる。
- ⑤ 国際的にも、諸外国と足並みが揃うことになる。

### (2) オンライン化の課題

① 法令改正

特例法第 3 条においては、特定手続については、電子情報処理組織を使用して手続を行うことができることが規定されている。つまり、特定手続についてはオンラインでの手続を行うことができることが規定されている。この特定手続については、特例法施行規則第 10 条において限定列举されている。つまり、特例法施行規則第 10 条に限定列举されている特定手続に限りオンライン手続をすることができ、その他の手続についてはオンライン手続をすることができない。このため、「当事者系審判手続のオンライン化」の実現には、特例法施行規則第 10 条の改正が必要になると思われる。

当事者系審判のオンライン化は影響が多岐に及ぶことから、上記以外にも様々な改正が必要になる可能性がある。

② 費用対効果

費用対効果、という言葉からは、当事者系審判手続のオンライン化が行われることについて、オンライン化に掛かる費用とオンライン化されたことによって得られる効果という意味が生ずるものと思われる。従って、オンライン化による効果が大きければ大きいほどたとえ費用が掛かったとしてもオンライン化を進める動機となり得る。すなわち、費用対効果の検討は、当事者系審判手続のうち、どの範囲をオンライン化するのか、ということにつながる。

ここでオンライン化に掛かる費用は、特許庁で計上される予算に含まれるものであり、推測することはできない。これに対して得られる効果については、オンライン化の対象が広ければより大きなものとなり得

る。一方、当事者系審判手続の範囲については、上述した範囲とするのが妥当であると考えられる。当該範囲については費用対効果の観点から検討されたものでは必ずしもないが、利用された件数等を考慮しており、この意味で当該範囲に含まれる審判手続の費用対効果は高いものとする。

### ③ 膨大なデータ量への対応

一部の当事者系審判手続では、添付資料（証拠資料等）が膨大になる可能性がある。

特許の出願書類の1ファイルあたりのデータ容量は、枚数が十数ページであれば通常1MB程度の容量に収まる。一方で、当事者系審判手続の証拠資料等は、ページ数が何百ページにも上ったり、高解像度のカラー画像が含まれたりするような場合、データ容量が膨大になる。また、添付される証拠資料等の数も、案件によっては非常に多くなる場合がある。当事者系審判手続のオンライン化にあたってはこれらの特色を考慮しなければならない。

なお、我が国の当事者系審判の件数は、年間5000件以内（四法合計）で推移しており<sup>(5)</sup>、仮に1件あたり1GBの容量が必要だとしても、特許庁が管理するデータ全体の規模は、出願等の権利化手続と比べれば比較的小さなものとなる。

さて、1ファイルあたりのデータ容量が膨大になることで最も懸念されるのは、オンライン送受信の長時間化である。出願手続等のように数秒で完了できればよいが、5分、10分といった待機時間があると、通信障害やユーザーの誤操作などで、ファイルの破損やファイル数の不足等といったエラーが発生する確率が高まる。また、大容量のファイルは、Webサイトでの閲覧や特許庁内部のデータ処理の面からもデメリットが多い。

従って、当事者系審判手続のオンライン化に際して、1ファイルあたりのデータ容量を制限することは避けられないと思われる。なお、米国特許商標庁のPTAB E2Eの1ファイルあたりの容量の上限は25MBである<sup>(6)</sup>。一方で、ユーザーには、1ファイルあたりのデータ容量のチェックや、上限を超える場合の各種調整（画像の解像度変更、ファイルの分割）が生じることになる。

特に導入初期においては、これらの作業が書面手続に比べて煩雑に感じられ、オンライン手続の利用が進まないおそれがある。当事者系審判手続のオンライン

化の実現にあたっては、ファイル容量・ファイル同士の関係性を管理する機能、直感的で分かり易い操作画面の提供、CD-RやDVD等のメディアによる添付資料の提出を認める運用など、上記作業負担を緩和する措置を講じることが重要である。

### ④ 電子化手数料の要否

特許出願等の特許庁への各種手続のうち、オンラインで手続可能なものを書面で行う場合には、電子化手数料が発生する（特例法第7条、第40条）。そこで、当事者系審判手続のオンライン化が実現した場合、当事者系審判手続において書面手続が含まれるときに、電子化手数料を求めるか否かが問題となる。

「③ 膨大なデータ量への対応」で述べたように、当事者系審判手続のオンライン手続では、ユーザーに相当の作業負担が発生する場合があります、それを期限間近に行わなければならない場面も想定される。また、異議申立などにおいて、諸般の事情により書面手続の方が好都合な場合もある。如何なる事情でも一律に電子化手数料を求めることは酷だという意見もあろう。しかし、書類の電子化は時代の趨勢であり、オンライン手続を適切に行う者との公平性の観点も考慮すると、書面手続に対しては一定ルールのもと電子化手数料を求めても良いのではないと思われる。

では、どのような電子化手数料の体系が望ましいか。現状の電子化手数料は、手続1件につき、1,200円と書面1枚につき700円を加えた額である。この手数料をそのまま適用すると、例えば審判請求書が5ページ、証拠資料が計100ページの書面の場合、74,700円（1,200円＋700円×105枚）となり、高額である。これは現状の電子化手数料が、紙面に記載された内容（例えば明細書であれば、明細書1ページごと）をテキスト情報に置き換える費用を加味して算出されているためである。

当事者系審判手続にかかる書類のうち審判請求書や答弁書などは、テキスト情報の利用価値が高く、また容量も証拠資料等に比べれば少ないため、現状の手数料体系をそのまま適用しても差し支えはないであろう。一方で、証拠資料等は膨大な枚数となる場合があり、また全ての証拠資料をテキスト化することによるメリットも少ない。従って、証拠資料等は単にイメージデータとして電子化すれば足りる。例えば、書類単位ごとにデジタル複合機の自動原稿送り機能等を活用してPDFファイルを作成すれば、書面1枚あたりに

かかる電子化コストは大幅に減少する。証拠資料等は1枚あたり10円とすれば、前述の例の場合、5,700円（審判請求書5枚で4,700円（1,200円+700円×5枚）、証拠資料100枚で1,000円（10円×100枚））となる。

以上のように、当事者系審判手続にかかる書類すべてについて一律の電子化手数料を適用することには一考の余地がある。テキスト情報の利用価値が高い書類と、テキスト化までは必要がない（イメージデータ化すればよい）書類とを区別し、別の手数料体系を用意することで、当事者系審判手続のオンライン化を促進しつつ、書面手続を行う者に過度の費用負担が生じることを回避することも検討すべきであろう。

### ⑤ 現行のインターネット出願ソフトの機能追加か新規構築か

当事者系審判手続をインターネット出願ソフトに組み込むことができれば、ユーザーとしては同じソフトで手続が可能であり便利とも思える。しかし、当事者系審判手続は出願系手続とは異なる点も多く、特許庁、請求人、被請求人などの3者以上の関係者（代理人含む）が同一の書類を共有すべき場面が多く存在する。また、「③ 膨大なデータ量への対応」で述べたように、証拠資料等のデータ容量や、データ数が膨大になる場面も想定される。このように本質的に異なるシステム要件をインターネット出願ソフトに組み込むためには、新規にシステムを開発するよりも多くのコストがかかることは想像に難くない。当事者系審判手続のための機能追加によって、インターネット出願ソフトの動作が遅くなるなど、出願手続等に支障をきたしたり、制約が増えて他の重要な機能改善の遅延を招くようでは本末転倒である。

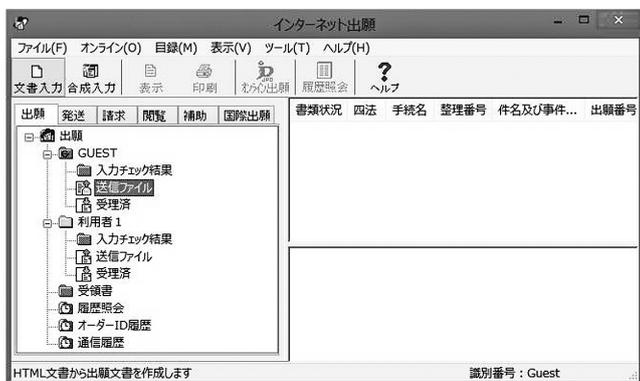


図1 インターネット出願ソフトのメイン画面

そこで、インターネット出願ソフトとは別のシステムの構築を視野に入れても良いと思われる。新たに構

築する別の手続システムとしては、例えばWebベースのものが考えられる。Webベースのシステムには、インターネット環境があればどこでも利用できる、機能の修正や更新にあたってユーザー端末でのソフトのアップデートが不要といったメリットがある。例えば諸外国では、WIPOがePCTを、米国特許商標庁がEFS-webやPTAB E2EをWebベースのオンライン手続システムとして提供している。

以下、当事者系審判手続のオンライン化のためのWebシステム基盤を開発する際にトピックとなり得る手続フローや機能の一案を列挙する（これらの案はあくまでも既存ソフトへの機能追加か新規構築かの検討のためだけに例示するものである）。

(a) 当事者系審判手続には、扱う内容の特性上、インターネット出願ソフトと同等のセキュリティ強度が要求されると思われる。ブラウザへの電子証明書のインストール及びパスワード認証を用いてなりすましを防止し、通信をSSLで暗号化するという方式が一般的である。

(b) 請求人は、事前にアカウント登録（連絡先Emailアドレス等の情報登録を含む）を行い、Webシステム基盤を利用可能な状態にしておく。その後、所定の書式に則って作成した審判請求書データを添付資料（証拠資料等）とともにアップロードする。なお、各種書類の作成にあたってはWeb画面上で入力フォーマットが提供されても良い。また、大量のファイルを一括でアップロードしやすいように、Web画面上へのドラッグ&ドロップでファイルを指定できたり、サイズ容量チェックや、ファイルの分割を簡易に行ったりできる機能が提供されるとユーザーの利便性がより向上すると思われる。

(c) 当該Webシステム基盤上では、インターネット出願ソフトと同様に書式チェック機能が提供され、問題がある場合には警告やエラーを発して、不備のある書類の提出を防止する。

(d) 審判請求書がアップロードされると、速やかに審判番号が付与される。その後、特許庁はアップロードされた情報に基づき方式調査、審理を行い、要件を満たした書類を専用サイト内で当事者双方に閲覧可能とし、被請求人にその旨を通知する。通知は被請求人が既にアカウント登録をしている場合には、当該Webシステム基盤を通じてEmailにより行う。未登録の場合には書面等により通知し、アカウントの登録

を促す。

(e) 被請求人は、Email 等による通知を受領した後、当該 Web システム基盤にアクセスし、審判請求書及び添付資料の閲覧、ダウンロード等を行う。当該 Web システム基盤は、当事者等が、一定期間、書類の確認を行わない場合、Email 等によりリマインドを行う。

(f) 当該 Web システム基盤の専用サイトには、自らが関係するすべての当事者系審判の案件が一覧で表示され、各案件の詳細な内容を確認することができる。各案件にアクセス可能なアカウントは審判番号ごとに管理されている。

(g) 当該 Web システム基盤からは、インターネット出願ソフトのように単に書類を提出する機能だけではなく、J-PlatPat の経過情報照会のように係属中の案件ごとに提出書類が時系列で表示され、当事者はいつでも必要な書類の閲覧、ダウンロードが可能となることが望ましい。

(h) 第三者は、当該 Web システム基盤又はこれと連動する J-PlatPat を介して、第三者が閲覧可能状態となった当事者系審判手続にかかる書類に容易にアクセスすることができる。

(i) まずは、当該 Web システム基盤において、審判請求書や異議申立書等をオンラインで受付け、その後、特許庁内で受付書類を印刷し、従来の手法で庁内処理を行う手法も考えられるのではないか。

実際の開発にあたっては、上記の点に限らず、多角的かつ詳細な検討が必要だが、出願系手続との違い、ユーザーの使いやすさ、開発・メンテナンス効率などの観点からすれば、インターネット出願ソフトとは別に、新たな当事者系審判手続専用のオンラインシステムを構築するという方法も有力な選択肢の 1 つであると思われる。

## ⑥ 押印の要否

紙書面で特許庁に提出される審判請求書及び異議申立書の正本及び副本には朱肉による押印が必要である。しかしながら、当事者系審判手続がオンライン化されるとこれら書類は紙書面ではなく電子データとなるため、朱肉による押印は物理的に不可能である。そこで、当事者系審判手続のオンライン化により特許庁に提出されることとなる電子データについては朱肉による押印に代わる手段の採用が必要になる。

押印に代わる手段として、電子出願等で採用されて

いる電子証明書を利用した電子署名を導入するのが妥当であろう。すなわち、審判請求書及び異議申立書の電子データに電子署名を付すことにより、当該電子データが審判請求人又は異議申立人（又は代理人）本人から提出されたものであることを担保することができる。

## ⑦ 正本・副本の取扱い

特許法施行規則第 4 条、第 50 条の 4 及び第 50 条第 2 項の規定を受けて、審判請求人又は異議申立人（又は代理人）は、審判請求書及び異議申立書並びに添付する証拠書類は正本のほか、権利者（被請求人）数 + 1 通（審理で使用する分）の副本を特許庁に提出しなければならない。また、特許法第 115 条第 3 項においては、審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送付することとされている。特許法第 120 条の 5 第 5 項、第 134 条第 1 項～第 3 項、第 134 条の 2 第 4 項等においても同様に、副本の送付に関する規定がなされている。

当事者系審判手続がオンライン化されると審判請求書及び異議申立書並びに添付する証拠書類の正本は電子データとなり、それらの正本電子データをコピーすれば容易に何部でも副本電子データを作成することができるようになる。このため、審判請求人又は異議申立人（又は代理人）は特許庁に各書類の正本電子データのみを提出するようにして特許庁側で必要数の副本データを作成することが可能になると考えられる。

一方、電子データでは原本データ（正本電子データ）の完全同一のコピーデータ（副本電子データ）を作成することができるため、正本と副本の区別がなくなる。電子データについても紙書面と同様に正本と副本を区別しなければならないのであれば、例えば、正本、副本がわかるように電子データに外形的な目印（例えば、紙書面と同様に「正本」「副本」の文字）を付加する、或いは、電子データに正本又は副本のいずれであるかを示すメタデータを付加する等の対応が必要となろう。

## ⑧ 参加人への対応

当事者系審判手続においては、参加人の参加が認められている。但し、当事者系審判手続のオンライン化が実現した場合、例えば、参加人の参加申請や参加後の書類の送達をどのように行うか問題となる。

この場合に、請求人側、被請求人側いずれかの立場で参加する場合、例えば、請求人、被請求人を通じて

手続をすることが考えられる。或いは、いずれかの立場で審判に参加するもの手続は独立して行いたい場合も考えられる。このような場合に、この参加者の手続を審判手続にどのように組み込むか、検討が必要である。

#### 4. 特許庁による「審判紙原本書面の電子データ提供フォーム」の運用開始について

平成31年(2019年)1月には、審決の作成及び審理の効率化のため、特定の当事者系審判については、所定の紙原本書面の電子データをオンラインで特許庁へ提出するフォーム(審判紙原本書面の電子データ提供フォーム)が公開された<sup>(7)</sup>。従前は、審判官合議体からの依頼に応じて口頭審理等の際にCD-R等の記録媒体を持参することにより電子データを提供することもあったが、当該フォームを用いることにより、対象となる当事者系審判手続において、自発的且つ簡便に電子データを特許庁に提供することが可能となった。なお、提出する電子データ自体はあくまで審決の作成及び審理の効率化等のために内部利用されるのみで、閲覧には供されない。

審判紙原本書面の電子データ提供フォーム	
<p>審決の作成及び審理の効率化のため、無効審判、異議申立て、取消審判、判定、訂正審判について、<b>所定の紙原本書面を特許庁に提出した際には、当フォームから、提出した紙原本書面の電子データを提供いただきます</b>。よろしくお願いたします。</p> <p>なお、電子データをご提供いただく際は、下記の点にご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご提供いただいた電子データは原本として扱われません。電子データを提供いただいた場合でも、紙原本書面は、副本を含め、省略することなくご提出ください。</li> <li>ご提供いただいた電子データは、閲覧に供されることはありません。</li> </ul> <p>ご不明な点がある場合には、Q&amp;A集をご覧ください。特許庁審判企画室(電話：03-3581-1101、内線：5651)へお問い合わせください。</p>	
審判種別 [必須]	<input type="text"/> (選択してください)
審判事件番号 [必須]	<input type="text"/> (半角数字で入力してください。例：2099800001)
代理人名等 [必須]	<input type="text"/> (代理人名が当事者名を少なくとも一つ入力してください)
書面の種類 1 [必須]	<input type="text"/> (ご提供いただく書面の種類を選択してください)
書面の電子データ 1 [必須]	<p>参照... ファイルが選択されています。</p> <p>ファイル名の例：2099800001_審判請求書.docx</p> <p>ワード、一次郎、テキスト形式推奨。</p> <p>1ファイルあたり10MBまで、10MBを超える場合は、ファイルを分割するかイメージデータを削除してください。</p>
書面の種類 2	<input type="text"/> (ご提供いただく書面の種類を選択してください)

図2 審判紙原本書面の電子データ提供フォーム(一部)

対象となる審判事件は図2にも示されるように、無効審判、異議申立て、取消審判、判定及び訂正審判である。また、対象書面は、審判請求書(商標不使用取消審判は除く)、異議申立書、答弁書、意見書、手続補正書等の電子データを提供することにより審理の効率化が見込める書類である。なお、証拠については電子データの提供は不要であるが、外国語文献の翻訳文が

ある場合や、審判官合議体又は審判書記官から別途依頼があった場合には、電子データの提供が推奨される。

電子データ提供のタイミングは、紙原本書面を特許庁に提出したタイミングが推奨される。ただし、審判事件番号が付与された後でなければ電子データの提出はできないため、審判請求書及び異議申立書については、特許庁に提出後、審判事件番号が付与された後でなければ提出できない。一方、審判官合議体又は審判書記官から、審判事件番号が付与された直後に至急での提出を依頼される場合もあることから、審判事件番号が付与されていない段階であっても、電子データを提出する準備はしておくことが推奨される。

なお、提出した電子データは原本として扱われないため、紙原本書面は、副本を含め、省略することなく提出することが必要であること、紙原本書面に無い内容が電子データに記載されていても採用されないことには留意が必要である。

一方、当該フォームを用いた電子データの提供は任意であり、仮に電子データを提出しない場合であっても不利益な扱いを受けることはない。ただし、合議のための資料作成や審決作成の時間短縮が見込めるため、審理の促進の観点から電子データの提出が好ましいものと考えられる。現在のところ、非常に多くの案件において、当該フォームを用いて電子データが提供されており、活発に利用されているようである。また、このように、多くの案件において対象書類の電子データが提供されていることから、当事者系審判手続において、オンライン手続を行うことのニーズが高いことも伺える。

さらに、「当事者系審判手続のオンライン化」の利点の1つである、特許庁及び両当事者の事務処理の効率化のためには、さらに一歩進んで、参照可能な手続経過書類データとして、当該手続に係る書面の電子データを提出する手法も特許庁のみならず両当事者間に有用である。しかも、今後の当事者系審判のオンライン化実現の布石になるとも考えられる。

#### 5. まとめ

当委員会では今回、以上のような検討を行ったが、「当事者系審判手続のオンライン化」に多くの利点が考えられる一方で、クリアすべき課題や調整すべき点も多く、明確な結論として取りまとめるまでには至らなかった。

そこで現状における中間的な結論を取りまとめることとした。中間的結論は下記の通りである。

- (1) 特許庁の現行システムによって当事者系審判手続がオンライン化されるのが好ましいが、その実現が当面困難である場合、以下の手法が有用であると考ええる。
- (2) まず、審判請求書や異議申立書等をオンラインで受付け、その後、庁内で受付書類を印刷し、従来通りの手法により特許庁側で処理してもらえば、オンライン化の手順はユーザーのみとなる一方、特許庁側としては従来通りの処理手順が継続されることとなると思われる。
- (3) さらに、平成31年1月から、審理の参考にする目的で、紙書面で提出された当事者系審判手続の電子データをオンラインで特許庁へ提出する手法が開始されている。今後は一歩進め、「当事者系審判手続のオンライン化」の利点の1つである、特許庁及び両当事者の事務処理の効率化のため、J-PlatPatなどで参照可能な手続経過書類データとして、当該手続に係る書面の電子データを提出する手法も両当事者間に有用である。

本稿が、「当事者系審判手続のオンライン化」の実現に向けての議論に資すれば幸いである。

最後に、本稿の検討にあたり、初期の取りまとめに加え、その後も多くのご助言をいただきました平成30年度当委員会の元委員「清水正憲」氏（現司法修習生）に感謝致します。

(参考文献)

- (1) 特許行政年次報告書 2018年版 特許庁（平成30年6月公表）
- (2) 「デジタルファースト法案及び各府省デジタル・ガバメント中長期計画について」 デジタル・ガバメント閣僚会議（平成30年6月公表）
- (3) 「『特許庁業務・システム最適化計画』の『経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画』への統合について」 特許庁（平成30年8月公表）
- (4) 「電子出願制度に関する調査研究報告書」（一般社団法人）日本国際知的財産保護協会（AIPPI・JAPAN）（2018年3月公表）
- (5) 特許行政年次報告書 2018年版 特許庁（平成30年6月公表）
- (6) 「PTAB E2E Frequently Asked Questions」 (<https://www.uspto.gov/patents-application-process/patent-trial-and-appeal-board/ptab-e2e-frequently-asked-questions>) 米国特許商標庁
- (7) 「紙原本書面の電子データ提供フォーム」 ([https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/kami\\_form/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/kami_form/index.html))

(原稿受領 2019.5.17)